

最高裁秘書第5401号

平成30年12月27日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

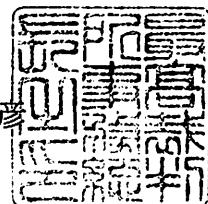
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第71号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年12月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成30年12月25日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

「人と向き合い、より良い司法の未来を創る。」と題する裁判所作成の動画の作成経緯及び制作費用が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成30年11月20日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

最高裁判所は、本件申出に係る動画（以下「本件動画」という。）の配信を含む2020年卒業生向け広報活動全体について請負契約を締結しており、本

件動画に関しても、その制作業務のみならず配信のためのシステム等の構築及び構築したシステム等の維持・管理業務を一括して委託しているため、本件動画に限った作成経緯及び制作の費用が分かる文書は作成又は取得していない。

よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。